

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱

	平成 30 年 4 月 1 日付 29 産労農森第 1222 号
改正	平成 30 年 7 月 6 日付 30 産労農森第 397 号
改正	令和元年 6 月 10 日付 31 産労農森第 244 号
改正	令和 3 年 2 月 17 日付 2 産労農森第 1070 号
改正	令和 5 年 3 月 15 日付 4 産労農森第 1372 号
改正	令和 6 年 3 月 1 日付 5 産労農森第 1330 号
改正	令和 7 年 3 月 13 日付 6 産労農森第 1427 号

(趣旨)

第 1 東京の森林の循環を推進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「東京の木多摩産材」という。）の利用拡大が不可欠である。

このため、本事業は、公共施設における東京の木多摩産材等を利用した木造化や内装木質化、木製什器、木製外構施設等の整備を支援することにより、木の良さや木の価値を広く発信し、東京の木多摩産材等の利用拡大を図ることを目的とするものである。

(目的)

第 2 本要綱は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業の実施に当たり、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営管理を行うことを目的とする。

(支援の対象施設)

第 3 支援の対象となる施設は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 都内に所在している施設であること。
- (2) 区市町村が設置又は整備する施設であること。
- (3) 日常的に利用される施設であること。

(支援の対象事業)

第 4 支援の対象となる事業は、別表のとおりとする。

(支援の対象者)

第 5 対象事業の実施主体は、区市町村とする。ただし、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該区市町村の区域内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針（改正前の「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第 9 条第 1 項の規定に基づく建築物における木材利用推進方針を含む。以下「方針」という。）を策定済みの区市町村とする。

2 前項の規定によらず、別表に定める木製外構施設の整備については、方針の策

定を要しない。

- 3 都内の区市町村間において、支援の対象事業を共同して管理及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき設置された事務の共同処理のための事業者は、第1項の規定によらず、管理及び執行の役割分担、経費の負担が明確とされた場合は、当該区市町村に準じるものとして支援対象とする。

（事業の募集）

第6 知事は支援の対象となる事業を募集する。

- 2 前項の募集に応じる区市町村は、別に定める申請書に事業計画書を添え、知事に提出しなければならない。
- 3 事業の実施に当たって債務負担行為を設定した事業については、当該債務負担行為の開始年度に、前項に準じた申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 募集に関し必要な事項は、別に定める。

（計画の承認）

第7 知事は第6に基づく申請があり、適切と認められる場合は、当該事業計画を承認する。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（指導助言等）

第8 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第7第1項により計画の承認を受けた事業について、指導助言を行うことができる。

- 2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、報告を求めることができる。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4関係）

区 分	事業の内容
木造化	建築物の構造材に東京の木多摩産材をあらわしで使用する木造建築物 ※混構造建築物の場合は、木造部分
内装木質化	床、壁、建具等の仕上げ材として東京の木多摩産材を使用する内装木質化 ※東京の木多摩産材の使用量は、1 m ² 当たり 0. 0 1 m ³ 以上
木製遊具の整備	東京の木多摩産材を使用した定置型木製遊具の整備 ※東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に 1 m ² 当たり 0. 0 8 m ³ 以上
木製什器の整備	東京の木多摩産材を使用した木製什器の整備 ※東京の木多摩産材の使用量は、製品個々に使用される木材の 3 0 %以上
木製外構施設の整備	東京の木多摩産材をはじめとする国産木材を使用した外構施設の整備 ※東京の木多摩産材をはじめとする国産木材の使用量は、1 m ² 当たり 0. 0 1 2 m ³ 以上（うち東京の木多摩産材の使用割合 3 0 %以上）

（注1）いずれも、使用する東京の木多摩産材等が、日常的に利用者の目に触れられる状態にあること。

（注2）木の良さや木の価値が伝わりにくい素材は、原料に東京の木多摩産材が使われていても支援の対象外とする。

（注3）木製遊具の整備、木製什器の整備、木製外溝施設の整備のうち、金属等の木材以外の素材を組み合わせた、個々の製品、施設のうち、木材の使用割合の極端に少ないものについては、手に触れられる部位に木材と認識できる製品、施設を支援の対象とする。